

平成 年 月 日

保護者様

小平市立小平第十四小学校

学校長 村松 守夫

学校伝染病の取扱いについてのお願い

下記学校伝染病にかかった場合は、学校保健安全法で出席停止になり出席できません。

登校の際は、下記医師の証明を担任までお届けください。

学校伝染病

第1種 (感染症の予防等の法律における一類、二類感染症)
例：痘そう、ペスト等

第2種 下表のとおり

病名	出席停止期間
インフルエンザ	解熱した後二日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹	解熱した後三日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核	学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

第3種 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症
その他の伝染病

※ 登校については医師の指示に従ってください。

登校許可書

< 年 組 > 児童・生徒氏名

学校伝染病()は治癒しましたので、 月 日より

登校を許可します。

平成 年 月 日

(医師氏名)

印